

(別添)

「商船の最低基準に関する条約」(第147号) の年次報告

1983年5月31日にその批准が登録された「商船の最低基準に関する条約」の規定を実施するために執つた措置に関する日本国政府からの国際労働機関憲章第22条による1984年5月31日から1985年6月30日までの期間についての報告

I 本条約の規定を適用する法令の目録は別添1のとおりである。本条約を批准するためまたは批准した結果として上記の法令が制定・改正されたものはない。なお、本条約を実施するため別添2の通達を各地方海運局(現在の地方運輸局)及びその支局(現在の海運支局)に送付した。

II 第1条

Para 2 「海上航行船舶に該当する船舶」を明示的に示す国内法令は特にないが、上記別添1の各国内法令はそれぞれの適用対象船舶の範囲を定めており、これらの各関係国内法令の適用範囲は本条約の適用範囲を包含している。

Para 3 別添1の法令は、海洋を航行する引き船を適用除外とはしていない。

Para 4(c) 国内法令において適用除外となる小型船舶等は別添3のとおりである。

第2条

Subpara(a) 当該 subpara の事項を担保する国内法令の条項は別添4のとおりである。また、我が国は、付表IV掲げられている条約のうち第7号及び第58号、第73号、第134号、第22号、第87号及び第98号を批准している。これらの条約については実施状況に関する従前の報告を参照されたい。第55号、第56号又は第130号、第92号、第68号第5条、第53号第3条及び第4条、第23号については、別添5乃至9に示すとおり、各条約又は条約の特定の条項と国内法令との間に細部において差異があるものの全体としては同等であり、実質的同等は確保されていると考える。

また、船舶内の労働条件及び居住施設について労働協約の適用される範囲は以下のとおりである。なお我が国には当該条件に関して権限ある裁判所は存在しない。

① 労働条件の範囲 --- 労働協約が定める労働条件の範囲は、労働時間、休日、休暇、定員、給料その他の報酬、船内食料、安全衛生及び災害補償についてである。

② 居住施設の範囲 --- 労働協約が定める居住施設の

範囲は、居室・事務室・レクリエーションルーム・病室等の居住設備、調理設備、冷暖房設備についてである。

労働協約に関する代表例は別添10を参照のこと。

Subpara(b) 当該*Subpara*の事項に関する検査・監査等の措置及び科罰は以下の関係国内法令によつて実施されている。

① 安全基準に関する場合は船舶職員法（昭和26年法律第149号）第10条、第11条、第18条、第19条、第21条、第22条の2、第29条の2、第30条の3、第31条（別添13参照）、船員法（昭和22年法律第100号）第105条、第106条、第107条、第132条、第135条（JM1-1983、50、51、59～61頁参照）、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条、第12条、第18条（別添13参照）。

② 社会保障に関する場合は、船員法第105条、第106条、第107条、第130条、第135条（JM1-1983、50、51、59～61頁参照）、船員保険法（昭和14年法律第73号）第9条、第68条、第69条の2（J6-1984、559、579～580頁参照）。

③ 労働条件及び居住施設に関する場合は、船員法第37条、第38条、第105条、第106条、第107条、第132条、第133条、第135条（JM1-1983、25、26、50、51、59～61頁参照）、船舶安全法第5条、第12条、第18条（別添13参照）。

Subpara(c) 船内における労働条件及び居住施設について、前述の国内法令による規制が及ばない点については、労使間に労働協約が締結されており、外航労務協会、外航中小船主労務協会、近海労務協会等の各労務協会と全日本海員組合との間において締結された労働協約がある。（外航労務協会及び外航中小船主労務協会と全日本海員組合との間に締結された労働協約については別添10参照）

Subpara(d) ① 我が国船舶に乗り組む船員の届入れ手続きについては、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第2章及び第3章（別添13参照）に基づき政府が職業紹介、職業指導等を行うとともに、政府以外の者の行う職業紹介、船員の募集等について許可・届出にからしめる等、所要の規制を行つている。また船員法第37条及び第38条並びに同法施行規則（昭和26年運輸省令第

91号)第18条乃至第24条(JM1-1983、25、26頁参照)に基づき、雇入契約の成立、変更、終了の際、行政官庁において公認を行い、当事者間の合意が十分であつたかどうかなどについて審査することとしている。その雇入れに関連して惹起される苦情の調査手続きとしては、船員職業安定法第58条、第59条に基づき、行政官庁は、船舶所有者、船員職業紹介事業を行う者等に報告させ、又はその事務所等に立入検査を行うこととされている。

② 外国船舶への自国民船員の自国領域における雇入れに関連して申し立てられた苦情の調査手続についても、上記船員職業安定法の規定が適用される。なお、船員職業安定法の施行については、同法第57条(別添13参照)により、公・労・使三者構成の船員労働委員会の意見を聞くこととされている。

また、外国籍船に関わる苦情は、外国人船員に係るものと含めて運輸本省においてとりまとめ外務省を通じて登録国の権限ある機関に報告するとともにその写しをILO事務局長に提出することとなつている。

Subpara(e) 当該*Subpara*にいう資格を担保するため船舶職員法第4条、第5条、第18条等(別添13参照)において船舶職員に係る海技資格制度を設けている。また船員法第70条(JM1-1983、35、36頁参照)において航海当直の職務を有する甲板部員に乗船経験等一定の要件を課し、同法第118条及び救命艇手規則(昭和37年運輸省令第47号)(JM1-1983、54、263~270頁参照)において一定の船舶に救命艇手の選任を義務づけている。さらに同法第80条及び船舶料理士に関する省令(昭和50年運輸省令第7号)(JM1-1983、41、192~196頁参照)において一定の船舶に船舶料理士の乗組みを課し、同法第82条の2及び船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和37年運輸省令第43号)(JM1-1983、42、43、249~253頁参照)において一定の船舶に医師又は衛生管理者の乗り組みを課している。

また船員が適切な訓練を受けていることを確保するため船員の教育訓練機関として商船大学及び商船高等専門学校(船舶職員養成機関)、海員学校(部員養成機関)、航海訓練所(実習訓練機関)、海技大学校(船舶職員養成の

ための再教育機関)等が設けられている。

Subpara(f) 我が国の船舶が我が国が批准した国際労働条約(別添11参照)及び*subpara(a)*の国内法令に適合していることを検査等の方法で確認する規定については*subpara(b)*に関する質問に対する回答に、以下の点をつげ加える。

- ① 船員職業安定法上の監督に関する規定は第58条乃至第60条(別添13参照)船員災害防止活動の促進に関する法律上は第61条(JM1-1983、318、319頁参照)である。また、一般的には、海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第2条(別添13参照)に基づき、海上保安官が海上における法令の勧行に関する事務を行っている。
- ② 個別の法令に基づく監督の詳細については、別添12の通りである。
- ③ 労働協約に適合していることの確認のための監査については、労働協約自体労使の自主的な取決めであり、その遵守の監査についても労使双方が行うのが本来の姿であるため、政府が直接労働協約遵守に関する監査は行っていない。

ただし、直接的な監査ではないが、船員法第99条(JM1-1983 49頁参照)により、行政官庁は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができることとし、労働協約の実行の確保が図られている。

Subpara(g) 海難が発生した場合には、海難審判庁はその海難の原因を取調べ、裁決をもつてその結論を明らかにすることとされている(海難審判法(昭和22年法律第135号)第1条及び第4条、別添13参照)。裁決は公開の場で申し渡され、その結論は裁決録をもつて公表される。

なお、1984年5月31日から1985年6月30日までの間の調査件数は約800件、そのうち、340件については裁決言い渡し済みであるが、その他の事件については引き続き調査を継続中である。

第3条

本条項を実施するため、我が国は船員職業安定所等を通じて、求職者に対する職業指導において適切な助言を行ってきたところであり、又、「海上労働」(運輸省海上技術安全局船員部発行)を通じて本条約の内容、締結国等につ

いての周知をはかつてゐる。

第4条

地方運輸局が苦情を受け又は証拠を得た場合日時、船名、国籍、苦情内容等を本省あて報告させることとし、運輸省からは外務省あて報告書を旗国及びIMO事務局長へ送付する旨依頼し、外務省から上記措置がなされることとされている。また社会保障に関する事項については、厚生省及びその外局たる社会保険庁から外務省を通じて通報される。

「安全又は健康に明らかに危険を船内における条件」を是正するための措置としては、以下の通りである。

- (1) 船舶の施設・設備については、船舶安全法第12条、第29条の7、同施行令第1条(別添13参照)により、本邦にある外国船舶に対して監督が可能である。
- (2) 船員の資格・能力については、船舶職員法第29条の3(別添13参照)により、本邦の港にある外国商船に対して立入検査等が可能である。
- (3) 航海当直体制については、船員法第120条の2(日本M1—1983 55、56頁参照)により、我が国の領

海、内水において外国商船が事故をおこした場合等において監督が可能である。なお、現在までのところ苦情を受け又は証拠を得たことはない。

Ⅲ なし

IV 我が国は、本条約を批准する以前から、本条約の規定を満足するような国内法令を有していたので本条約が適用される前後で、我が国船舶について差異は生じていない。しかし、商船における最低基準が国際的に実現されるためには、より多くの海運国が本条約を締結することが望ましく、我が国としても本条約を締結したことによつて、船舶の安全を確保するとともにその乗組員の労働条件を改善するための国際協力に寄与しうると考える。

V 本報告書の写しを送付した使用者及び労働者の代表的団体は次のとおりである。

使用者団体	日本船主協会
労働者団体	全日本海員組合

別添 1

本条約の規定を適用する法令は、以下のとおりである。

(1) 乗組員の能力、労働時間及び配乗の基準を含む安全基準

船員法及び関係省令（J M 1—1983 参照）

船員災害防止活動の促進に関する法律及び関係省令（同上）

船舶職員法及び関係政省令（別添 1.3 参照）

船舶安全法及び関係省令（同上）

(2) 適切な社会保障措置

船員法及び関係省令（J M 1—1983 参照）

船員保険法及び関係政省令（J—6 1984 参照）

(3) 労働条件及び居住施設

船員法及び関係省令（J M 1—1983 参照）

船舶安全法及び関係省令（別添 1.3 参照）

労働組合法

(4) その他

船員職業安定法及び関係省令（別添 1.3 参照）

海難審判法（同上）

㊟ 今回の報告については、ILOへ送付済みの法令集を引用

することとするが、次回より、J M 1—1983（運輸省船

員局労働基準課編「新・新船員法及び関係法令」（成山堂書

店）の代わりに、運輸省海上技術安全局船員部監修「船員六法昭和 60 年版」及び同省同局監修「船舶六法昭和 60 年版」を引用することとしたいたい。

別添 5

船舶所有者責任（傷病海員）条約（第 55 号）、疾病保険（海上）条約（第 56 号）又は医療及び疾病給付条約（第 130 号）と、我が国内法令との実質的同等性

1. 第 55 号条約

本条約は、乗船中に発生した船員の疾病、負傷又は死亡について船舶所有者が一定の期間、医療、生活費、送還費用、埋葬の費用等を支給する責任を負うこと等を定めている。

これらについては、船員法第 10 章（J M 1-1983、44 ~ 47 頁参照）及び船員保険法（J 6-1984、557 頁～参照）の規定により、概ね確保されているが、以下の点に差異がある。

① 条約では故意・過失等によらない職務外の疾病について、船舶所有者は医療の費用を支弁する責任を負う期間を 16 週以上としているのに対し、船員法では故意・重過失によらない職務外の疾病について船舶所有者は 3 ヶ月の範囲で責任を負うとされている。

② 条約では、職務上であるか否かを問わず、疾病又は負傷により労働不能となり下船した場合に、その者が被扶養者を有するときは、最低 16 週間給料を支給するとしているのに対

し、船員法では、職務外の疾病による労働不能に対しては、傷病手当が支給されない。

③ 条約では、海員の船内死亡の場合及び傷病により下船し療養給付を受けている間に陸上で死亡した場合に埋葬費を支払うべきこととされているのに対し、船員法では、職務外の死亡の場合には葬祭料が支給されない。

以上の差異にもかかわらず、我が国内法令と、本条約とが実質的に同等であると言える理由は、以下のとおりである。

① 我が国の船員の大多数は、船員保険法により本条約の給付内容をはるかに上回る社会保障措置を享受している。

② 船員法において、職務外の疾病につき傷病手当を規定していないのは、明白に職務外の疾病と認められるものを念頭においているためであり、実際には、乗船中においては就労時間外においても施設・設備に起因するもの、給食等不可避免的な船内生活に起因するものは、職務上の疾病であると考えられるので乗船中で職務外の疾病として除外される範囲は、必ずしも大きくはないと考えられる。

③ 条約上は、被扶養者を有する者のみが給料の一部を 16 週間受給するのに対し、船員法は限られた期間ではあるが、被扶養者の有無を問わず給料と同額の支給を規定しているので、

実体上の差は極めて限られてくるものと考えられる。

2. 第56号条約

本条約は、船員に対する強制傷病保険制度を設けること及び、同制度の保険給付の水準等を規定することにより傷病船員の保護を図るものである。

これらについては、船員保険法の規定により、概ね確保されているが、以下の点に差異がある。

① 適用範囲について条約では、登録された船舶に乗り組むすべての船員を適用することと定められているが、国内法令では、5トン未満の全船舶及び30トン未満の漁船に乗り組む船員は除外されている。また外国に貸渡された日本船舶に乗り組む船員に適用されない。

② 条約では、雇入契約終了後の一定期間中に発生する傷病についても保険給付を行うこととされているが、国内法令では、船員保険の被保険者でなくなつた後に傷病が発生した場合に、保険給付が船員保険からは行われない。

以上の差異にもかかわらず我が国内法令と本条約とが実質的に同等であると言える理由は、以下のとおりである。

① 本条約の主要な基準は、船員保険法において基準を上回る内容が確保されており、本条約の一般的目標は十分尊重され

ている。また、適用範囲の相違に関しては、条約の適用範囲をほぼ網羅しており、また外国に貸渡された日本船舶に乗り組む船員に関しては制度に内在する制約に起因するものであり、その場合にも第55号条約と実質的に同等である船員法の適用があるので、我が国の国内法令が全体として第56号条約と実質的に同等である。

② 雇入期間終了後の保険給付に関しては、我が国の船員の雇用形態が継続雇用が通常であり乗船契約である雇入契約が終了した場合でも予備船員として雇用契約は継続している場合が通例である。

船員保険法においては、予備船員も被保険者となるため雇入契約と次の雇入契約の間も保険期間となる。

3. 第130号条約

本条約は、医療及び傷病給付の2つの社会保障部門について保護対象者の範囲、給付の水準等を規定することにより傷病船員の保護を図るものである。

これらについては、船員保険法の規定により、条約の定める給付基準等と同等又はそれ以上のものが確保されており、本条約第4条の適用除外を宣言しうる状態にある。

以上の理由から、我が国内法令と第55号、第56号又は第130号条約とは、実質的に同等であると判断される。